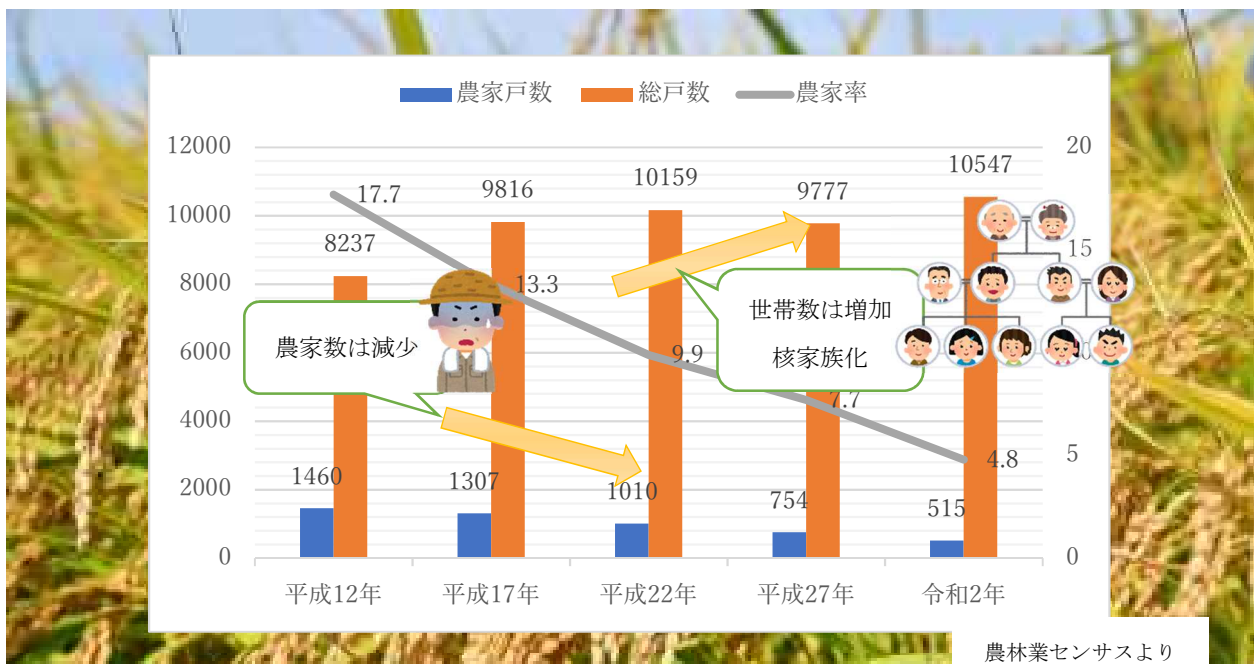


○農用地を有する6地区で10年後を見据えた地域農業を考える地域計画を策定します。

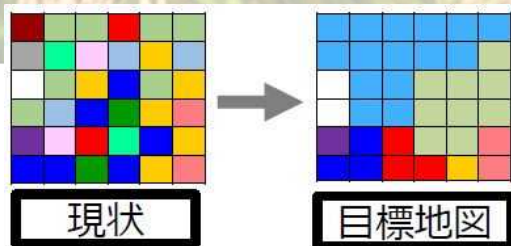
垂井町の農業者は年々減少傾向にあり、この状況を放置すると地域の中で荒廃地は増加してしまいます。

これは全国的にみられる傾向であり、このような背景を受け「地域計画」の策定が義務化されました。(農業経営基盤強化促進法 令和5年4月1日より)

本年度は、岩手地区をモデル地区として計画策定に取り組みます。協議の場を通して皆様のご意見を頂く場も設けますので、ご協力頂きますようお願いいたします。



「地域計画」とは、地域の農業者の話合いを経て、人・農地プランを基に「目標地図」を地域農業のあり方を明確化し、農地の集約化を加速化させる計画です。



目標地図は、10年後の農地1筆ごとに将来及び耕作者のイメージとして示すものであり、これによって農地の貸借などの権利設定が確定するものではありません。

問合せ 農業委員会 (内線144)、農林係 (内線146)